

サマースクール参加者と保護者のみなさまへ

サマースクール参加条件書

このパンフレットに掲載のサマースクールプログラム（以下、プログラムという）は、海外の教育機関（以下、受入機関という）が独自に企画、募集するもので、プログラムの内容（カリキュラム、授業、講師等）、滞在に関すること（学生寮滞在、ホームステイ）、食事、課外活動（アクティビティ、遠足等）は受入機関が管理、運営し、プログラム期間中の責任はその受け入れ機関にあります。エディコム 海外教育コンサルタント（以下、当社という）はこれらのプログラムを企画、主催するものではなく、参加希望者にプログラムを紹介し、当社と契約を締結した参加者またはその保護者が希望する留学先に対する入学手続きを代行し、必要な情報を提供するものです。当社は、プログラムや宿泊の内容、管理、運営には一切責任はありません。ここに紹介するプログラムは一般にいう「旅行商品」ではなく、受入機関が独自に実施するプログラムであることをご確認、ご理解の上、参加者またはその保護者は当社に入学代行手続きをお申込み下さい。

1) プログラムの入学条件

各プログラムの入学条件は、当社コンサルタントにご確認下さい。

2) プログラムの期間

各受入機関が定める期間です。入学代行手続後であっても受入機関の事情で変更されることがあります。

3) 定員と最少催行人数

プログラムには、受入機関が定員および最少催行人数を設けているものがあります。お申し込み時に定員に達している場合や最少催行人数に達しないプログラムは催行されない場合があります。

4) プログラム費用

このパンフレットには現地から伝えられた基本のプログラム費用が記載されています。受入機関が実施するオプションの活動・旅行費用や ESL（英語研修）費用、その他個人的な費用は別途お支払下さい。

5) プログラム代行手続きのお申込み

お申込みの際には、パンフレットに記載の協力費用（手続代行費用）をお支払下さい。参加者の当社への申込日が渡航予定日より起算して 60 日以内の場合は、通常の協力費用に ¥16,200（税込）が至急手続き費用として加算されます。2 校以上願書を提出する場合は ¥54,000（税込）/校が追加費用としてかかります。

6) プログラム費用のお支払い

外国送金代行をご希望の場合、受入機関が指定する期日までに日本円で当社にお支払下さい。当社がその費用を代行して現地へ送金します。その際の現地通貨への換算レート、送金手数料は当社が定めるレートおよび手数料（銀行送金手数料の他に当社の代行手数料 ¥3,000（税込）/回がかかります）を適用します。為替変動による預かり金の差額が生じた場合は精算します。

7) 協力費用に含まれるもの

このパンフレットに記載された当社協力事項。

8) 協力費用に含まれないもの

a) プログラム費用（授業料、滞在費、食費等）、b) 往復の航空運賃および自宅から利用空港までの日本国内交通費およびそれに関わる宿泊費、食費、c) 洗濯代、通信費、チップ、その他個人的な性質の費用、d) 外食代（昼食代やホストファミリーとの外食等）、e) ホームステイにおいては、ホームステイ先から学校までの往復の交通費、f) 疾病、傷害に関する医療費、g)

海外旅行保険料、h) 渡航諸手続き費用（旅券取得費用、査証取得費用、予防接種費用、航空券、アナカンパニードマイナーサービス、米国電子渡航認定証システム/ESTA、カナダ電子渡航システム/eTA などの渡航手続き取扱料金）、i) 現地で参加するオプションの活動・旅行の費用。オプションの活動・旅行に参加の場合は受入機関の条件を確認の上ご参加下さい。j) 参加者、又はその保護者の依頼により、当社コンサルタントが海外の学校や参加者の滞在先へ出向く場合（緊急時）、参加者とその保護者はコンサルタントの交通費、宿泊費、食費等の実費に加え、コンサルタント 1 人につき 1 日 ¥86,400（税込）の出張費を負担していただきます。

9) プログラム参加の条件

a) プログラムへの参加には、必ず保護者の同意が必要で。

b) 英語力や成績証明書の提出が求められる、入学条件の厳しいプログラムに出席される方は入学審査で不合格となることがあります。そのため当社では、他のプログラムへの併願をお勧めすることがあります。

c) 出願前から要求される成績証明書、推薦書は、参加者またはその保護者の責任においてご用意いただけます。

d) 身体に障害をお持ちの方および血圧異常、心臓病、摂食障害等、現在健康を害している方、及び精神的、感情的に重度の不安がある方は、その旨お申し出下さい。健康を害している方は、医師の診断書を提出していただけます。受入機関がプログラム運営に支障をきたすと判断する場合は代行手続きをお断りさせて頂く場合があります。

e) 受入機関は、プログラム開催中に参加者が疾病、その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とすると判断する場合、必要な措置をとることがあります。これにかかると一切の費用は参加者またはその保護者の負担となります。

f) プログラム開催中は参加者の都合による別行動は原則として出来ません。ただし、事前に受入機関が承認する場合を除きます。

g) 参加者の都合により参加プログラム終了後、現地で別のプログラムに参加を目的として滞在をする場合は、予め当社へご相談下さい。

h) 当社はパンフレット、ウェブサイト、ニュースレター、雑誌などの広告資料にプログラム参加者の写真、名前（イニシャル）、体験談などを使用させていただくことがあります。保護者が参加者の肖像権や情報を広告目的で利用されることを希望しない場合、その旨を申込書の該当欄にご記入下さい。

10) 代行手続き及びプログラムの取消

a) 当社は、天災地変、戦争、テロ、プログラム催行に関係する運営機関等における争議行動、外国の官公署の命令その他、当社の管理できない事由により受入機関がプログラムの安全かつ円滑な運営が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいと判断した場合は、代行手続きを取りやめる場合があります。

b) 受入機関は何らかの理由でプログラムを取りやめることがあります。その際は、プログラムを中止する旨を参加者に通知いたします。中止の際は、お預かりしていた費用を全額返金するのみとし、参加者またはその保護者は、プログラムの中止に関して、当社に損害賠償請求はできないものとします。

11) プログラム内容の変更

受入機関は、運営上の事由から、当社および参加者またはその保護者に予め理由を説明せず、プログラム内容を変更する可能性があることをご了承下さい。

12) 参加者によるプログラム参加の取消

プログラムへの参加をとりやめる場合は、書面にて当社まで速やかにその旨を通知して下さい。当該書面を当社が受け取った時点で契約取消が成立します。当社は出願先に取消の手続きを迅速に行います。

a) 参加者またはその保護者がお申し込み後、プログラム参加を取り消す場合、契約書第 2 条に則り協力費用を返金します。

b) 取り消し日において出願先より未払い分の請求が発生する場合は、その費用をお支払いいただきます。

c) 参加者の都合で部分的に授業、寮滞在、ホームステイ、食事、アクティビティ、その他のサービスを受けなかった場合においても、受入機関はその払い戻しを致しません。

13) 参加者の遵守事項

a) 参加者は、各プログラムが定める目的を理解してプログラムに参加していただきます。

b) 出発前に当社がご案内する資料、案内書類は全て熟読し、返送書類や連絡事項等は必ず期日をお守り下さい。

c) プログラム参加に際して事前に当社が日本国内で行う最終点検（渡航前研修）へご参加下さい。

d) 定められた授業やアクティビティに参加して下さい。

e) 寮滞在、ホームステイ中は、自分からルームメイト、ホストファミリーに話しかける努力をし、寮および家族のルール（門限、就寝時間、食事の時間、トイレ、入浴、洗濯、ベッドメイキング、電話、その他）を遵守願います。

f) ルームメイトまたはホストファミリーは受入機関が決定します。当社及び参加者の希望により行うものではありません。（寮の場合、一人部屋が否か、またはルームメイト等について、参加者の希望が通らない場合があります。ホームステイの場合、申込書に希望を明記しても、希望に添った家族に滞在できるとは限りません。）

g) 参加者の希望や、ホストファミリーの皮膚の色、宗教、言語、その家族の出身国等を理由にホストファミリーを変更することはできません。

h) 海外での食事は一般的には質素です。決して豪華ではありません。

i) プログラム参加中は、自分のことは自分で行って下さい。

j) 緊急時には、受入機関、寮のスタッフ、ホストファミリー、当社へ連絡して下さい。

14) 参加者の責任

参加者の故意または過失により当社、受入機関、またはホストファミリー等が損害を被ったときは、その参加者または保護者に損害の賠償を申し受けます。

15) 保護者の遵守事項

現地の学校や利用航空会社の要請があった場合には、保護者の方が参加者と一緒には航空機にご搭乗いただきます。